

Adam byGMO利用規約 新旧対照表

2023年6月15日
GMOアダム株式会社

(変更箇所の下線を付しております。)

新	旧	改定理由
<p>第2条(定義) 本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>(8)「Adam byGMO」とは、NFT及びMint可能なオフチェーンのトークンについて、出品、販売、入札、落札、購入、無償配布、表示、アクセス、閲覧、在庫、出庫その他の利用をすることができる、当社が提供するNFTプラットフォーム及びそのウェブサイト、アプリケーション並びにこれらに関連又は付随して当社が運営し提供する全てのサービスをいい、個別サービスを当然に含みます。</p>	<p>第2条(定義) 本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>(8)「Adam byGMO」とは、NFT及びMint可能なオフチェーンのトークンについて、出品、販売、入札、落札、購入、無償配布、表示、アクセス、閲覧、在庫、出庫その他の利用をすることができる、当社が提供するNFTプラットフォーム及びそのウェブサイト、アプリケーション等をいいます。</p>	<p>・当社が提供するサービスの拡大に伴い、Adam byGMOに関する定義を明確化するため。</p>
<p>第2条(定義) 本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。</p> <p><u>(43)「制裁対象者」とは、第41条(輸出規制及び制裁)第1項各号に掲げる事項のいずれかに違反する者をいいます。</u></p>	<p>第2条(定義) 本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・第41条新設に伴い、制裁対象者に関する定義を追加するため。</p>
<p>第7条(ユーザーアカウント登録) 6.利用者によるユーザーアカウント登録の申込みを受けた場合であっても、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合(以下「ユーザー登録拒否事由」といいます。)、当社は利用者によるユーザーアカウント登録の申込みに対してお断りできるものとします。当社は、ユーザーアカウント登録の可否に関する審査結果の理由については一切開示しません。</p> <p><u>(4)反社会的勢力又は制裁対象者に該当する場合</u></p>	<p>第7条(ユーザーアカウント登録) 6.利用者によるユーザーアカウント登録の申込みを受けた場合であっても、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合(以下「ユーザー登録拒否事由」といいます。)、当社は利用者によるユーザーアカウント登録の申込みに対してお断りできるものとします。当社は、ユーザーアカウント登録の可否に関する審査結果の理由については一切開示しません。</p> <p>(4)反社会的勢力に該当する場合</p>	<p>・第41条新設に伴い、ユーザー登録拒否事由を追加するため。</p>
<p>第13条(クリエイターアカウント) 1.利用者が1次出品者として作品を1次出品するためには、クリエイターアカウント登録をする必要があります。当社は、クリエイターアカウント登録の可否に係る審査について、当社の単</p>	<p>第13条(クリエイターアカウント) 1.利用者が1次出品者として作品を1次出品するためには、クリエイターアカウント登録をする必要があります。当社は、クリエイターアカウント登録の可否に係る審査について、当社の単</p>	<p>・第41条新設に伴い、1次出品者登録拒否事由を追加するため。</p>

<p>独の、かつ、自由な裁量により判断することができるものとします。なお、利用者によるクリエイターアカウント登録に係る審査の申込みを受けた場合であって、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合(以下「1次出品者登録拒否事由」といいます。)、当社は利用者によるクリエイターアカウント登録の申込みに対してお断りすることとしております。当社はクリエイターアカウント登録の可否に関する審査結果の理由については一切開示しません。</p> <p>(4)反社会的勢力又は制裁対象者に該当する場合</p>	<p>独の、かつ、自由な裁量により判断することができるものとします。なお、利用者によるクリエイターアカウント登録に係る審査の申込みを受けた場合であって、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合(以下「1次出品者登録拒否事由」といいます。)、当社は利用者によるクリエイターアカウント登録の申込みに対してお断りすることとしております。当社はクリエイターアカウント登録の可否に関する審査結果の理由については一切開示しません。</p> <p>(4)反社会的勢力に該当する場合</p>	
<p>第32条(禁止行為) 1.利用者は、Adam byGMOの利用に関連して、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為、又は該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。</p> <p>(3)第40条(反社会的勢力等の排除)第1項若しくは第2項又は第41条(輸出規制及び制裁)に違反すること</p>	<p>第32条(禁止行為) 1.利用者は、Adam byGMOの利用に関連して、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為、又は該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。</p> <p>(3)第40条(反社会的勢力等の排除)第1項又は第2項に違反すること</p>	<p>・第41条新設に伴い、禁止事項を追加するため。</p>

第41条（輸出規制及び制裁）

1. Adam byGMOの製品、サービスには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令（制裁当局（米国（米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。）、米国国務省等を含みますが、これらに限られません。）、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。）によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法）、制裁規制、禁輸措置及び制限措置（これには、米国商務省が管理する輸出管理規則（以下「EAR」）、米国財務省OFACが管理する貿易・経済制裁措置、及び米国国務省が管理する国際武器取引規則（以下「ITAR」といいます。）、日本国財務省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）が含まれます。）が適用される場合があります。利用者は、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても誓約するものとします。
- (1) 米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと
 - (2) 適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者又はこれらの者に所有若しくは支配（最終的な支配を含みます。）されている者ではないこと
 - (3) これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと
2. 利用者は、EAR 及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、利用者は、本規約に基づいて当社から受領した製品、ソフトウェア、技術（当該技術から派生した、または当該技術に基づく製品を含みます。）、サービスを、EAR 及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令（外為法を含みます。）で禁止されている目的地、団体、個人に対して、こ

（新設）

・当社の法令等遵守を図り、国際的な輸出規制及び制裁対象との取引規制に対応するため。

<p><u>これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。</u></p>		
<p>第47条(言語、準拠法及び裁判管轄) 2.本規約等及び利用契約の準拠法は日本法とし、<u>国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)は適用されません。</u></p>	<p>第47条(言語、準拠法及び裁判管轄) 2.本規約等及び利用契約の準拠法は日本法とします。</p>	<p>・商品の売買に関する適用法を明確化するため。</p>

以上